

平成 29 年度

監査結果に基づく措置

監査結果に基づく措置について

監査結果に基づく措置が次のとおり講じられましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により公表します。

浜松市監査委員

目 次

監査結果に基づく措置

都 市 整 備 部 公 園 管 理 事 務 所 1

監査結果に基づく措置

都市整備部

<財政援助団体等に対する監査(公の施設の指定管理者)>

公園管理事務所

- ・ 公の施設の指定管理者：浜松城公園PDCAグループ
- ・ 施設名：浜松城公園

【指摘事項】(指摘年月日：平成29年2月20日)

利用料金の変更承認について(所管課及び団体に対するもの)

平成27年度浜松城公園の利用料金について、浜松市都市公園条例別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるとしているが、一部において変更の承認を得ていないので、同条例に基づき、適正な事務処理をされたい。

【措置】(報告年月日：平成29年4月19日)

指摘事項の利用料金の変更については、浜松市都市公園条例に基づき、あらかじめ市長の承認を得るよう、指定管理者に指導いたしました。

また、平成28年度以降に利用料金の変更があったものは、指定管理者からの利用料金承認申請書を受理し、承認いたしました。

今後は、指定管理者への指導を引き続き行うとともに、浜松市都市公園条例に基づき適正な事務処理を行ってまいります。